

市町村名【 毛呂山町 】 ※ご記入をお願いします。

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

公平性の観点から、担税能力に応じて賦課する応能分と受益に応じて等しく賦課する応益分のバランスが重要であると考えておりますが、保険税率設定については、加入者の負担が大きくなるよう賦課割合を含めた税率改正は必要と考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割額を令和4年度より5割軽減する予定です。均等割額負担の廃止につきましては、財政上厳しいと考えておりますので、廃止分が国から補填されるよう要望してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

一般会計の財政も大変厳しい状況であるため、増額は難しい状況でございます。また、一般会計への繰入につきましては、広域化により法定外繰入を削減・解消する方向性のため、ご理解いただきたいと存じます。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してくだ

さい。

【回答】

減免制度の拡充は国保財政も大変厳しいため、難しい状況でございます。近隣市町村の動向を注視し検討してまいります。

② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免につきましては、昨年度に引き続き同様の基準において行う予定であります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の減免につきましては、当町の減免基準は生活保護基準の 1.2 倍となっておりますが、近隣市町村の動向を踏まえ検討していきたいと考えております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請書の様式につきましては、条例や要綱に定めております。他の市町村の様式を参考によりよい様式となるよう研究してまいります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

申請書の提出は世帯主が行うことになっておりますので、医療機関の会計窓口での手続きは、難しいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

滞納者の対応につきましては、納税相談を実施し、生活状況の聞き取り調査を行い、中でも生活が困窮している滞納者には、各相談窓口を案内し、生活再建から滞納解消まで繋げることができるように努めています。

滞納整理につきましては、世帯の生活状況を十分に考慮し、住民に寄り添った対応をしてまいります。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

給与や年金の差押えについては、法律により差押え禁止額が定められており、基本的にはそれを超えて差押えることはできません。最低生活費を保障するため、滞納状況、収入、財産及び家族形態等を考慮し、総合的に判断した上で、差押え可能財産がある場合に執行しています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

売掛金についても差押えの対象となりますが、他の差押え債権と同様、滞納状況、収入、財産及び家族形態等を考慮し、総合的に判断した上で、差押えの可否を判断しております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国民健康保険は、収入の多寡にかかわらず加入しなければならず、そのことが滞納の原因のひとつとなっていると考えられます。世帯ごとに生活状況は異なり、滞納理由も異なることから、納税相談を実施し、制度を理解していただくとともに、自主納付につながるよう努めてまいります。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

税の公平性、納税相談の機会を設けるために短期証及び資格証明書を発行しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

当町では、保険証等を簡易書留郵便で発送しておりますが、不在等で受け取りができなかった場合、一定期間郵便局に保管された後に返戻されますので、町で保管しております。ご本人様の承諾なしでの普通郵便での発送はしておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書に関しては、税の公平性、納税相談の機会確保の観点から特別な事情がないにも関わらず、定期的な納付やご相談がない方にやむを得ず発行しております。対象者の方には弁明の機会を設けて対応しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

傷病手当金の支給に関しましては、昨年同様に実施する予定です。新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の時限的な措置に関しましては、感染状況により変化することも考えられますので、国、県の動向を確認し、対応してまいりたいと考えております。新型コロナウイルス感染症による傷病手当金には国の財政支援がございしますが、今後、恒常的な施策として条例改正するには財政支援が不可欠となりますのでご理解いただければと存じます。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

県内市町村との情報共有を図り、財政支援について国・県へ要望してまいります。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

現在委員の公募はしておりませんが、今後公募につきましては検討してまいります。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

議事録は開示請求により公開しておりますが、意見が反映されるよう研究してまいります。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健診は、令和3年度から自己負担なしの無料で実施します。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

特定健診とガン検診の同時受診については以前から実施しているところですが、今後もより受診しやすい環境を整えていくよう努めてまいります。

③ 2021年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

受診率を向上させるため、対象者が受診しやすいように、令和3年度から特定健診は自己負担なしで無料とします。また、未受診者に送付する勧奨通知を工夫し、受診率の向上につなげてまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

健診等事業実施において、委託先と町との契約書の中で、個人情報の取り扱いについて規定しており、個人情報保護を管理しております。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることにより、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、若い世代の保険料負担の上昇を減らしていくことが重要な課題と認識しております。

窓口負担の見直しにより必要な受診が抑制されることのないよう配慮措置として、外来受診について、施行後3年間はひと月あたりの負担増を最大でも3,000円に収まるような措置を導入することとなっております。

また、心身ともに健康でいられるよう町といたしまして、保健事業と介護予防等の一体的な実施等に積極的に取り組むとともに、国等の動向に注視し、必要な場合には、埼玉県広域連合を通じて要望等を提出していきたいと考えております。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

高齢者の見守りや健康状態の把握については、その対象が低所得であるか否かにかかわらず、必要な対象者が地域での生活を継続出来るよう、訪問を中心とした実態把握調査や見守りを行っております。

また、緊急通報システムの設置や給食(配食)サービスを通じ、緊急時の連絡体制や安否確認を兼ねた見守りも実施しております。

さらに、必要な治療の継続が困難な方については、有償運送サービス等とも連携しつつ支援しており、今後もケアマネやサービス事業所、社協や地域住民と連携しつつ、住み慣れた

地域で安心して生活できる体制を整えてまいります。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

当町では、一般介護予防事業として、近年、注目の高まる高齢者の「フレイル」に特化した講座（いきいきシニア講座）を「健康長寿で元気アップ教室」と題して令和2年度より開始いたしました。言語聴覚士・管理栄養士・理学療法士から口腔機能・栄養・運動についての講義を行い、フレイル対策の一助とし健康長寿に資するものと考えております。

また、今年度より特定健診や後期高齢者健康診査の自己負担金を無料にするなど、健康長寿を目指した保健事業を推進してまいります。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

後期高齢者健診及び歯科検診につきましては無料で実施しております。

人間ドックの助成につきましては、国民健康保険被保険者への助成制度と同様に、受検に要する費用の2分の1以内で3万円を上限に助成を行なっている状況でございます。

自己負担の廃止につきましては、後期高齢者以外の方の各制度との整合性・負担の公平性・財政面などから検討すべきものと考えております。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

埼玉県は埼玉県地域保健医療計画において、各地域ごとに将来の必要病床数の見込みを出しています。地域医療構想の推進につきましては、医師会や医療機関、保健所等により協議されており、病院の再編や縮小の動向について適宜把握に努めるとともに、近隣市町と連携して参ります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

看護学生等の地域実習の受入により、医療従事者の育成について支援しており、今後も継続いたします。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

新型コロナウイルスの感染拡大により、通常の業務に加え、新型コロナウイルス感染対策の対

応などが必要となっていることから、適正な人員配置に努めて参ります。

- (2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

PCR等の社会的検査を実施することで、事業所や施設内の感染を防ぐことにつながると考えますが、埼玉県においても、高齢者施設等へのPCR検査を実施していることもあり、必要となる検査については埼玉県や保健所等と連携しながら検討して参ります。

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

大規模なPCR検査の実施については、人員や医療機関の協力が必要になるため、埼玉県や近隣市町と連携して参ります。

- (4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

集団接種及び個別接種、施設入所者への接種等の体制を整え、全ての接種希望者の接種実施に向け、推進して参ります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

第1号被保険者の介護保険料につきましては、各市町村が3年ごとに策定します「介護保険事業業計画」(第8期計画期間は令和3年度から令和5年度まで)に基づく介護サービスの見込により算出し、基本的に3年ごとに改定されるものとなっております。本町におきましても、計画期間中の必要となる介護サービス見込量の推計を基に算出し、基準額が年間55,200円で県内では3番目に低い介護保険料となっております。

また、今後も引き続き介護予防事業の積極的な推進、介護給付の適正化などを実施し、保険料の上昇をできる限り抑制してまいりたいと考えております。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

2020年度につきましては、2件135,200円の減免を実施いたしました。2021年度につきましても2020年度と同様の減免措置を講じてまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

保険料の独自軽減制度につきましては、所得段階が第2段階の低所得者の方を対象に軽減措置を実施しております。介護保険財政の安定運営のためにも現状では新たに独自減免制度を創設する予定はございませんのでご理解いただきたいと存じます。

介護保険料の減免につきましては、介護保険法第142条の規定に基づき、本町の条例に基準が定められておりますので、被保険者個々の実情を考慮するとともに、当該条例の範囲内で対応して参りたいと考えております。

なお、先の東日本大震災により被災した被保険者に対しましては保険料を全額減免、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少したこと等による被保険者に対する保険料につきましても所得に応じて減免を実施しております。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

現在、限度基準額の上限を超えた分については、全額自己負担となっております。限度基準額につきましては、要介護度ごとに標準的に必要と考えられるサービスの組み合わせを勘案し設定された額であり、また、超過分につきましてはご本人またはご家族の同意のもと作成されたケアプランに沿った介護サービスによって発生しているものでございます。

超過分の独自助成につきましては、財源が限られており保険料の上昇に繋がるため難しい状況でございますが、今後も給付の適正化を行い適切なサービスが確保できるよう努めてまいりますのでご理解いただきたいと存じます。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

2割、3割負担につきましては、相対的に負担能力のある方が対象となっております。これは保険料の上昇を可能な限り抑え、負担の公平化を図るものでございます。令和2年度の要介護（要支援者）認定者のうち2割負担者は72名、3割負担者は36名となっております。前年度と比較して合計で8名増加しております。自己負担額が高額になった場合、負担軽減として高額介護サービスがございまして、初回申請のみ申請をいただくことになっておりますが、初回申請の方については該当の通知を発送し申請漏れがないよう努めております。また安心してサービスが使用できるよう制度の周知に努めておりますのでご理解賜りたいと存じます。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについては令和2年度毎月の合計で延べ968名の利用がございましたが、居住費、食費の自己負担限度額がなく、また助成も行っておりません。助成に関しては、保険料の上昇に繋がるため難しい状況ではございますが、他自治体の動向を踏まえ研究してまいりますのでご理解いただきたいと存じます。

いと存じます。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

毛呂山町独自の支援策として、町内の介護サービス事業所に対して「毛呂山町介護サービス施設等事業継続支援金」計11,800,000円を交付しコロナ禍での事業継続を支援して参りました。今後も、国・県とも連携し、介護事業所支援をしてまいります。

なお、介護事業所の経営状況につきましては。介護給付費請求状況を適宜把握し、利用状況の把握に努めております。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

毛呂山町独自の支援策として手指消毒用アルコール計3000を配布するなどして感染症対策を支援してまいりました。

また、国の使い捨て手袋配布に際しては、町内事業所へ96,000組、県のマスク配布では計168,000枚、手指消毒用エタノールは計2720を配布し、事業者への新型コロナウイルス感染症対策を支援してまいりました。

今後も国・県と連携し、できる限り介護事業所に提供してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

新型コロナワクチン接種については、国により示されている接種順位に従い4月27日より集団接種を開始しております。その中で高齢者施設等の従事者の接種につきましては、できる限り早急な接種の実施に向け対応しているところでございます。

また、公費によるPCR検査につきましては、既に埼玉県による高齢者施設職員（入所系・通所系）を対象としたPCR検査の実施が進められていることと、特に入所系施設につきましては、町外からの入所者が広域にわたるため、町単独での実施は難しいものと考えております。

まずは、ワクチン接種に全力で取り組み、感染症拡大防止に努めておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホームの設置につきましては、その設立認可等の権限は町にはございませんが、広域から入所可能な施設であることから、圏域間及び圏域内でバランスのとれた設置がなされるよう県等と調整を図りながら適切にすすめてまいりたいと考えております。

なお、本町には特別養護老人ホームが現在3施設あり、定員は309床となっており、近隣

及び同一人口規模市町村と比較して充足しているものと考えております。小規模多機能施設や在宅サービスの基盤整備につきましては、第8期計画では新たな施設整備は予定しておりませんが、適切な介護給付を行ってまいりますのでご理解賜りたいと存じます。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センターは、法令に基づき、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士を配置し、高齢者からの総合的な相談に応じ、機動的に対応できる体制を整えております。

また、地域包括支援センターの各支所、地域の介護支援専門員、社会福祉協議会、医療機関、民生委員など各関係機関と連携し、場合によっては所属機関を超えたチームとして対象者の支援にあたっております。今後も高齢者の総合的な相談窓口として充実した体制を図ってまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

令和2年5月下旬に、障害者支援施設等の11事業所に不織布マスクを配布しました。また、11月には、町内企業より無償提供を受けた消毒液を35事業所に配布しました。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

実施機関に伝えてまいります。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

福祉の仕事のやりがいや魅力について発信するなど、福祉の仕事への理解促進に努めてまいります。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

障害者の特性に配慮した対応について、保健担当課と連携し進めてまいります。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

緊急時の受け入れ・対応の機能として、令和2年度より、緊急に保護を必要とする者を一時的に入所させる緊急ショートステイ事業を整備しております。引き続き、地域生活支援拠点の機能充実に努めてまいります。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

施設整備については、県で補助金制度があります。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

アンケート調査等によりニーズ等を把握し、事業実施に反映するよう努めて参ります。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要としますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

グループホームの利用を望む者が増加しており、第6期障害福祉計画において、今後もグループホームの利用者増加を見込んでおります。引き続き、本人や家族の希望を把握し、障害者福祉計画の施策の一つとして、暮らしの場の確保に努めてまいります。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

課題を抱えた世帯の早期発見及び早期対応に努め、必要な支援に確実に結び付くよう体制整備について検討してまいります。

また、障害者を支援している家族の高齢化に伴う緊急時の対応等について、引き続き地域生活支援拠点の機能充実に努めるとともに、地域包括支援センター等をはじめとした関係機関と連携し、個々の状況に応じて適切に対応してまいります。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

土日等を利用して帰省し、家族と過ごされているケースがあることは把握しています。個々の状況に応じて適切に対応してまいります。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させること

が必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重度心身障害者医療費助成制度の実施については、県の補助金交付要綱に準じて実施しており、一部負担金については現在のところ導入予定はございません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

現物給付については、現在、毛呂山町・越生町の指定医療機関で、すべての医療保険加入者について実施しておりますが、本人・家族の経済的負担と申請手続きの軽減を図るため、現物給付の広域化について検討してまいります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

重度心身障害者医療費助成制度の実施については、町単独での制度維持は困難なため、県の補助金交付要綱に準じて実施しております。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

二次障害について、行政として必要な啓発を実施してまいります。

- 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

既に、実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

令和2年度につきましては、総事業費6,655,625円のうち、県補助金1,000,000円を除いた5,655,625円が町負担額となっております。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

利用実績等を踏まえ、検討してまいります。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

町単独で利用料の一部を補助し、利用者の負担軽減を図っております。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

機会をとらえて県へ働きかけてまいります。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

令和3年度から、一人あたりの1年間の配布枚数を24枚から36枚に増やしました。また、補助券の交付につきましては、町単独での検討は難しいと考えております。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

毛呂山町では福祉タクシー券の交付のみとなっておりますが、所得制限や年齢制限などは実施しておりません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

近隣市町村の実施状況を把握し、必要に応じて県へ働きかけてまいります。

7、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿の登載につきまして、家族の有無は条件としておりません。名簿登載者から同意を得て、個別支援計画の策定を進めてまいります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

災害対策基本法施行規則の改正による運営指針に基づき、防災担当課とともに適切に対応

してまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

災害発生時、避難所以外で避難生活をしている人についても、救援物資が届くよう、防災担当課とともに検討してまいります。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

本人の同意を得ることを基本としながらも、災害時において協力いただける民間団体への名簿の開示のあり方について、防災担当課とともに検討してまいります。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

必要に応じて対策本部を設置しております。なお、当町は保健所を設置しておりません。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

引き続き、障害者が安心して生活することができるよう、必要な予算確保に努めてまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

- (1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れないう待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

本町においては、待機児童はおりません。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

現在、利用定員の範囲内の入所であり、定員の弾力化を行っておりません。

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

毛呂山町では、令和3年4月1日現在の0歳から5歳の人口876人に対して保育所5園、認定こども園2園、小規模保育施設1園の8園、利用定員675人であり、このほかに町内幼稚園1園、利用定員280人と十分な施設数と受入れ人数を確保しております。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

支援が必要な児童の受入れについては、主に公立保育所で行っております。きめ細かな支援を可能とするため、配置基準以上の保育士を配置して対応にあっております。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

前述のとおり、本町には待機児童がなく、少子化の影響により児童数も減少しているところであり、既存保育施設の適正な運営を考慮すると、これ以上認可保育所を増やすことは難しいと考えております。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

本町では、令和3年4月1日現在の0歳から5歳の人口876人に対して保育所5園、認定こども園2園、小規模保育施設1園の8園、利用定員675人であり、このほかに町内幼稚園1園、利用定員280人と十分な施設数と受入れ人数を確保しており、利用者のニーズに合わせて少人数で保育を実施する小規模保育から集団での保育を実施する保育施設まで選択可能となっております。

今後も、新型コロナウイルス感染症対策のための補助金などの支援を町としても行い、安全できめ細かい保育を実施してまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

本町では、独自の補助として保育充実費補助金を設けており、受入れ児童数に応じて毎月施設に補助を行うことで、保育士の処遇改善を図っております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増

にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育てで世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

0歳から2歳の保育料については、国基準の保育料より大幅に負担額を下げているところであり、さらに町独自に兄弟の年齢に関係なく第3子の保育料を無償としているところです。

また、給食副食費についても保育料と同様に兄弟の年齢に関係なく第3子の給食副食費を町独自に無償化しております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

本町には認可外保育施設が2か所ございますが、毎年度町による立入調査を実施して、2施設ともに、基準を満たしており証明書の交付を行っているところです。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

本町では、保育ニーズに合わせた保育所数および利用定員となるよう調整を行っており、保育施設の適正な運営を確保できております。

また、育児休業取得によって、既に入園している兄弟についても継続入所を認めているところでもあります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人あたり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

本町の学童保育では待機児童はなく、必要とする全ての世帯が入所できております。また、令和元年に小学校の転用可能教室を活用して、学童保育所の整備を行い、1支援の単位40人前後、児童1人あたり1.65㎡の適正規模の運営を図っております。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化して

いますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 41 市町(63 市町村中 65.1%)、「キャリアアップ事業」で 32 市町(同 50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

放課後児童支援員等の確保や安定的な雇用を図るため、処遇改善につきましては、町の財政状況や今後の利用予測人数等をふまえたうえで、学童保育所の運営者とともに検討してまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

本町につきましては対象施設はありません。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18 歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

子ども医療費の受給対象年齢を 18 歳年度末まで拡大することにつきましては、町の単独事業となります。実施にあたりましては、財政状況等の課題があり今後対応を検討してまいります。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

子ども医療費助成制度の実施にあたっては、町単独ではなく安定した財源が必要と考えます。そのため、機会をとらえ県と意見交換をしていきたいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで 2020 年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

相談や申請がためらわず出来るよう、窓口やホームページにて、工夫してまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでく

ださい。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

引き続き、相談・申請時に家庭環境・関係性などを十分に聞き取り、その旨を実施機関であります県西部福祉事務所に伝えてまいります。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

実施機関であります県西部福祉事務所に伝えてまいります。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

実施機関であります県西部福祉事務所に伝えてまいります。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

実施機関であります県西部福祉事務所に伝えてまいります。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

引き続き、県西部福祉事務所とも連携しながら、必要な支援に確実につながるよう世帯状況の把握に努めてまいります。

以上